

おいしく、北海道らしく。



第88期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

開催場所

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
当社本社 4階大会議室

日糧製パン株式会社

証券コード：2218

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただき、当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供は取りやめさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

● 第88期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
● 事業報告	3
● 計算書類	16
● 監査報告書	30
● 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	34
第2号議案 定款一部変更の件	34
第3号議案 取締役9名選任の件	36
第4号議案 監査役1名選任の件	41
第5号議案 補欠取締役1名選任の件	42
第6号議案 補欠監査役2名選任の件	43

証券コード 2218
2022年6月7日

株 主 各 位

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
日糧製パン株式会社
代表取締役社長 吉 田 勝 彦

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
当社本社 4階大会議室
3. 目的事項
報告事項 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠取締役1名選任の件
第6号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 議決権行使のご案内

(議決権行使に際しましては、44ページから45ページの「議決権行使のご案内」をご参照ください。)

〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしたします。

〔インターネットにより議決権を行使される場合〕

- (1) 当社指定のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトまたはパソコン用議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使に際しましては、44ページから45ページの「インターネットによる議決権行使」をご確認ください。
- (2) インターネットによる議決権行使は、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに行ってください。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- (4) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

〔当日ご出席される場合〕

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以上

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nichiry-pan.co.jp/>) に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使のご活用をお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方などにおかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・当日ご来場いただいた際、受付前に非接触型体温計により株主様の体温を測定させていただきます。体温の測定により37.2℃以上の発熱がある方や、体調が悪いようにお見受けする株主様に対しましては、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ご来場の株主様には、マスク着用とアルコール消毒液の使用についてご協力をお願い申し上げます。(当社役員・運営スタッフもマスク着用で応対させていただきます。)
- ・今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nichiry-pan.co.jp/>) に、掲示いたしますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における北海道の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価上昇の影響もあり、個人消費は持ち直しの動きに弱さが見られました。当業界におきましては、主原料の小麦粉をはじめ、油脂や糖類など原材料価格の高騰に加えエネルギーコスト上昇の影響もあり、厳しい経営環境となりました。

このような情勢下におきまして、当社は、「おいしく、北海道らしく。」の方針と、日々お客様へ安全・安心な製品を安定して供給するという使命に基づき、科学的根拠に基づく感染防止対策に全社を挙げて取り組みつつ、日常業務の着実な遂行に努めてまいりました。また、生産、販売、管理の各部門における業務の見直しや効率化を推し進め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、売上高は17,167百万円(対前期比101.1%)、営業利益は267百万円(対前期比147.6%)、経常利益は275百万円(対前期比146.9%)、当期純利益は162百万円(対前期比132.6%)となりました。

製品区分別の売上状況は次のとおりであります。

食パンの売上高は2,721百万円(対前期比98.2%)で、主力の「絹艶」は、品質訴求と積極的な拡販に取り組み大きく伸長しましたが、前期の在宅需要増加の反動と低価格帯食パンの伸び悩みもあり、前期の売上を下回りました。

菓子パンの売上高は5,761百万円(対前期比99.2%)で、主力の「北の国のベーカリー」シリーズと「ずっしりこっぺ」シリーズが堅調に推移しましたが、ペストリー類の伸び悩みもあり、前期実績をやや下回りました。

和菓子の売上高は3,311百万円(対前期比102.3%)で、主力の蒸しパン、大福、申団子の伸長と、新製品の単品ふかしシリーズやロングライフ蒸しパンの寄与もあり、前期実績を上回りました。

洋菓子の売上高は1,191百万円(対前期比103.8%)で、「ホイップサンドドーナツ」等のチルド製品が伸長するとともに、「シフォンケーキ」やス

ナックケーキ類の「クラフトベイク」シリーズが好調に推移し、前期実績を上回りました。

調理パン・米飯類の売上高は3,710百万円（対前期比101.9%）で、主力の「絹艶サンド」を積極的に拡販したほか、「具だくさんおにぎり」等のおにぎり類や寿司類が順調に推移し、前期の売上を上回りました。

製品区分別売上高

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
食 パ ン	2,721百万円	15.9%	98.2%
菓 子 パ ン	5,761	33.6	99.2
和 菓 子	3,311	19.3	102.3
洋 菓 子	1,191	6.9	103.8
調理パン・米飯類	3,710	21.6	101.9
その他仕入商品	471	2.7	126.6
合 計	17,167	100.0	101.1

なお、当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、「事業の経過およびその成果」に記載する前期比については、当該会計基準等を前期に遡って適用した後の数値で比較を行っております。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は433百万円で、その主なものは各工場の生産設備の増強および維持・更新であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、自己資金および借入金によって充当しており、増資または社債発行による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種等による感染症対策と経済活動の活性化が進み、個人消費の回復が期待されるものの、変異株流行の懸念を含めてなお収束の時期が見通せず、厳しい状況が続くものと予想されます。当業界におきましては、お客様の節約志向が強まり販売競争が激化する市場環境のもと、海外情勢の影響等による原材料費やエネルギーコストの大幅な上昇が予想されます。

このような情勢下におきまして、当社は、「おいしく、北海道らしく。」の方針のもと、引き続き感染症防止対策の徹底に努めるとともに、日々お客様へ安全・安心な製品を安定して供給するという使命に基づき、お客様の潜在需要やニーズを的確に捉えるべく、新しい生活様式に対応した新しい価値と新しい需要の創造に取り組み、売上向上に努めてまいります。

食パンは、主力の「絹艶」、「イギリス食パン」を中心に拡販をはかりつつ、バラエティブレッドや健康志向などのニーズを捉えた高付加価値製品の開発を積極的に推進し、売上拡大をはかってまいります。

菓子パンは、主力ブランド「北の国のベーカリー」の品質向上をはかるとともに、北海道産原料を活用した高付加価値製品、値ごろ感のある製品やロングライフ製品など品揃えを強化して、売上拡大をはかってまいります。

和菓子、洋菓子においては、北海道産原料を活用した製品、チルド製品やロングライフ製品を積極的に活用して売上拡大をはかるとともに、新設したチルド設備を活かし、原料や製法に拘った新製品の開発も積極的に取り組んでまいります。

調理パン・米飯類は、お客様のニーズに対応した製品開発を積極的に取り組み、量販店やコンビニエンスストアとの取引強化をはかってまいります。

今後とも、生産・販売が一体となり各部門の小委員会活動を活用して製品施策・営業戦略を着実かつ迅速に実践・実行・実証するとともに、全社を挙げて5S活動を推進して業務の効率化と安全安心な職場づくりの両立といった内部管理の充実に努め、経営課題に着実に対処し、業績向上をめざしてまいりますので、株主各位のなお一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 85 期 2019年3月期	第 86 期 2020年3月期	第 87 期 2021年3月期	第 88 期 2022年3月期 (当期)
売 上 高 (百万円)	17,403	17,554	16,980	17,167
経 常 利 益 (百万円)	105	100	187	275
当 期 純 利 益 (百万円)	17	125	122	162
1 株当たり当期純利益 (円)	8.40	59.98	58.40	77.47
総 資 産 (百万円)	14,557	14,534	14,483	14,306
純 資 産 (百万円)	4,502	4,603	4,798	4,878

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
2. 当期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第87期の業績については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

山崎製パン株式会社は、当社の議決権の30.2%を所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、パン・菓子、米飯等の製造および販売ならびにその他の食料品の販売に関する事業を行っております。

(8) 主要な事業所等（2022年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社（月 寒 工 場）	北海道札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
琴 似 工 場	北海道札幌市西区琴似4条7丁目4番7号
釧 路 工 場	北海道釧路市鳥取南6丁目2番18号
函 館 工 場	北海道函館市昭和4丁目23番1号
旭 川 支 店	北海道旭川市流通団地2条1丁目11番地6

(注) 上記のほか、営業所3ヶ所（北海道帯広市・北見市、青森県青森市）を設置しております。

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
680名	6名減	43.8歳	14.5年

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,009百万円
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,296
株 式 会 社 北 陸 銀 行	314

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 (普通株式) 8,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 (普通株式) 2,093,211株 (自己株式 10,737株を除く)
- (3) 当期末株主数 2,113名
(うち単元株数以上の株主数 1,767名)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	628千株	30.0%
日 糧 取 引 先 持 株 会	324	15.4
株 式 会 社 A D E K A	105	5.0
株 式 会 社 北 洋 銀 行	103	4.9
相 馬 商 事 株 式 会 社	82	3.9
日 糧 従 業 員 持 株 会	81	3.8
株 式 会 社 田 中 食 品 興 業 所	29	1.4
株 式 会 社 セ コ マ	21	1.0
メ デ ィ パ ル フ ー ズ 株 式 会 社	18	0.8
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17	0.8

(注) 持株比率は自己株式 (10,737株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
吉 田 勝 彦	代表取締役社長	
酒 井 光 政	代表取締役副社長	
渡 邊 賢 司	常 務 取 締 役	製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当
中 村 諭紀雄	常 務 取 締 役	営業本部担当兼販売物流本部担当
吉田谷 良 一	取 締 役	山崎製パン株式会社常務執行役員生産管理本部長兼生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長、ミヨシ油脂株式会社取締役
塩 見 佳 久	取 締 役	製造本部長兼月寒工場長
大 沼 晃 二	取 締 役	営業本部担当兼販売物流本部担当、販売物流本部長
那 須 英 幸	取 締 役	総務本部担当兼経理本部担当、経理本部長
山 本 隆 行	取 締 役	山本隆行法律事務所代表 弁護士
吉 沢 武 治	常 勤 監 査 役	
實 重 洋 祐	監 査 役	伊東・實重法律会計事務所代表 弁護士
山 本 尚	監 査 役	山崎製パン株式会社執行役員経理本部経理本部長

- (注) 1. 取締役のうち、山本隆行氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、實重洋祐氏、山本尚氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役山本尚氏は、山崎製パン株式会社執行役員経理本部経理本部長であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役山本隆行氏、社外監査役實重洋祐氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役の吉田谷良一氏および山本隆行氏ならびに監査役の實重洋祐氏および山本尚氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役、執行役員および会社法上の重要な使用人であります。なお、当該契約の保険料は当社が全額負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬額の種類の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役	113,712	103,021	10,691	8
うち社外取締役	6,756	6,000	756	1
監査役	16,038	14,400	1,638	2
うち社外監査役	5,430	4,800	630	1

(注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。
2. 上記退職慰労金は、当期に係る役員退職慰労引当金繰入額等であります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、1991年6月27日開催の第57期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額15百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。当該決議時の取締役は11名。）、監査役は月額2百万円以内（当該決議時の監査役は2名。）と決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は、基本報酬と退職慰労金により構成しております。基本報酬は金銭報酬であり、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役報酬規程の定めるところに基づき、取締役会の決議をもって、役位等を総合的に勘案した個人別の定額の年間報酬額を決定し、これを12等分した金額を任期中、毎月支給します。

退職慰労金は、計算過程の一部に売上高経常利益率を基準にした業績比率を用いて算出し、株主総会及び取締役会の決議をもって退任後に金銭報酬として支給します。なお、業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号）及び非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号）については支給しません。

当期における取締役の報酬等の総額は、2021年6月29日開催の取締役会において、出席者全員の承認により決議されております。取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役山本隆行氏の兼職先である山本隆行法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役實重洋祐氏は、当社の顧問弁護士であります。

社外監査役山本尚氏の兼職先である山崎製パン株式会社は、当社の主要株主である筆頭株主およびその他の関連会社であります。

② 当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
山本隆行	取締役	当期に開催した取締役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。さらに、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に対する助言を行っております。
實重洋祐	監査役	当期に開催した取締役会14回のすべてに、また、監査役会9回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
山本尚	監査役	当期に開催した取締役会14回のすべてに、また、監査役会9回のすべてに出席し、財務および会計に関する知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額 18百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

経営理念や取締役会規則およびコンプライアンス委員会、コンプライアンス規程により、法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役お

よび取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、機密文書取扱規則、電子機密情報取扱規則等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 食品メーカーとして、「食の安全・安心」を最優先の課題として品質保証体制を構築する。製品の安全性の確保のため、全社的な組織的取り組みにより、日々の管理を実施し、A I B (American Institute of Baking) の「国際検査統合基準」に基づく教育指導・監査システムを活用し、総合的な食品安全衛生対策を推進する。また、行政機関、研究機関、原材料の納入業者およびお取引先等と適切に連携して食品の安全情報を的確に捉え、科学的なリスク分析・評価に基づいて食品事故の未然防止のために必要な措置を講じる。

(2) 損失の危険の管理に関する諸規程を整備し、適切に運用する。また、業務の遂行過程において生じる各種リスクの管理は、リスク管理ガイドラインを基に各担当部門において行う。定期的なリスクの洗い出しを行い、その回避、移転、低減等の対応プランを作成し、使用人の教育・研修を実施するなど、その顕在化に備える。

(3) 不測の事態に備え、危機管理マニュアルを整備し、万一危機が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策チームおよび顧問弁護士等を含む社外支援チームを組織し、迅速な対応を行い、損害・影響等を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については月1回開催の経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、経営会議規程、組織・権限規程、職務分掌規程、そのほか社内諸規程においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務執行できるようにする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの確立、普及、定着を図り、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動を推進する。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセス改善に努める。
 - (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。また、内部監査室等は自らの活動の結果を定期的に代表取締役社長に報告する。
 - (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、従業員相談窓口および社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、コンプライアンス規程に基づき運用を行うこととする。
 - (5) 当社およびグループ会社は、財務報告の信頼性確保のため、当社で定める「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に従い、財務報告に係る内部統制を整備し適切に運用する。
6. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てにおいて当社のコンプライアンス規程およびリスク管理体制を適用し、グループ会社の取締役および使用人に対して周知徹底を図る。関係会社管理規程により子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - (2) グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めすることができるものとする。
 - (3) グループ会社の取締役は、職務の執行に係る事項について、当社へ定期的に報告する。

7. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
 - (1) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、「企業行動規範」「行動基準」その他の社内規程等を制定し、その徹底を図り、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することで、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定め、事案発生時に備え、社内体制の整備を行い、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な関係を構築する。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての内容は、監査役と協議のうえ、その意見を十分考慮して検討する。
 - (2) 監査役補助者の任命・異動に係わる事項の決定には、監査役の同意を必要とする。
 - (3) 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
9. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議へ参加するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受けるものとする。
 - (2) また前記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人ならびにグループ会社の監査役に対して報告を求めることができる。その場合、報告を求められた者は速やかに報告をする。
 - (3) 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしない。
10. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人および内部監査室と定期的に協議および意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設定し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - (3) 監査役は当社の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(4) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、会社は、当該監査役の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における「内部統制システムの構築に関する基本方針」の主な運用状況は以下のとおりであります。なお、当期においては子会社はありません。

1. 内部統制システム全般

内部監査は、内部監査室が業務全般にわたる監査を実施し、適宜代表取締役社長へ報告・説明し意見を求め、不正の発見・防止およびプロセス改善に努めております。また、財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に沿って実施しております。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況の確認や問題等の把握を行うとともに、諸規程改定などを実施し、コンプライアンス体制を整備しております。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、「日糧グループ従業員相談窓口」の周知や「インサイダー取引防止規程」など各規程遵守についての啓発を定期的実施しております。

3. リスク管理体制

製品の安全性の確保のため、AIBに基づく教育・監査システムを活用した工場運営に加え、食品安全委員会を定期的に開催して課題の把握と改善を継続して行い、製品の品質保証体制を整えております。また、リスク管理ガイドラインに基づき、想定されるリスクの評価および見直しを定期的実施しております。リスクの発生を未然に防ぐため、報告・連絡・相談の徹底を継続して啓発するなどしてリスク管理体制を整備しております。

4. 監査役の監査体制

監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議へ出席するほか、稟議案件等の書類閲覧や担当部署からの報告・説明を受け、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。また代表取締役と意見交換会を定期的実施し、重要情報や問題点を共有し監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,716,167	流動負債	4,950,123
現金及び預金	2,189,824	支払手形	151,418
売掛金	2,140,334	電子記録債務	716,679
商品及び製品	45,512	買掛金	1,125,162
仕掛品	34,501	短期借入金	650,000
原材料及び貯蔵品	241,842	1年内返済予定の長期借入金	883,276
前払費用	13,761	未払金	701,883
未収入金	42,791	未払費用	175,050
立替金	7,785	未払法人税等	84,683
貸倒引当金	△187	未払消費税等	58,913
		預り金	69,115
		賞与引当金	198,046
		設備関係支払手形	25,658
		設備関係電子記録債務	84,324
		その他	25,910
固定資産	9,590,285	固定負債	4,477,545
有形固定資産	8,797,416	長期借入金	1,652,500
建物	2,409,821	再評価に係る繰延税金負債	1,190,579
構築物	113,769	退職給付引当金	1,542,752
機械及び装置	1,466,285	役員退職慰労引当金	84,524
車両運搬具	23,297	その他	7,190
工具、器具及び備品	121,837		
土地	4,662,405		
無形固定資産	66,460		
借地権	6,000		
ソフトウェア	60,460		
投資その他の資産	726,407	負債の部合計	9,427,668
投資有価証券	538,081	(純資産の部)	
出資金	120	株主資本	1,941,690
破産更生債権等	252	資本金	1,051,974
長期前払費用	1,568	利益剰余金	904,679
投資不動産	43,800	利益準備金	16,752
差入保証金	1,757	その他利益剰余金	887,926
繰延税金資産	131,264	繰越利益剰余金	887,926
その他	9,814	自己株式	△14,962
貸倒引当金	△251	評価・換算差額等	2,937,093
		その他有価証券評価差額金	242,752
		土地再評価差額金	2,694,340
		純資産の部合計	4,878,784
資産の部合計	14,306,452	負債及び純資産の部合計	14,306,452

損 益 計 算 書

(2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,167,977
売 上 原 価	12,354,197
売 上 総 利 益	4,813,780
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,546,251
営 業 利 益	267,529
営 業 外 収 益	37,279
受 取 利 息	20
受 取 配 当 金	14,256
受 取 賃 貸 料	9,304
受 取 保 険 金	848
そ の 他	12,849
営 業 外 費 用	29,332
支 払 利 息	29,332
そ の 他	0
経 常 利 益	275,476
特 別 利 益	2,616
固 定 資 産 売 却 益	2,616
特 別 損 失	20,136
固 定 資 産 売 却 損	547
固 定 資 産 除 却 損	16,588
減 損	3,000
税 引 前 当 期 純 利 益	257,956
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	87,190
法 人 税 等 調 整 額	8,607
当 期 純 利 益	162,158

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日残高	1,051,974	13,612	760,309	773,922	△14,451	1,811,444
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,051,974	13,612	760,309	773,922	△14,451	1,811,444
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	3,140	△34,542	△31,401	—	△31,401
当期純利益	—	—	162,158	162,158	—	162,158
自己株式の取得	—	—	—	—	△510	△510
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	3,140	127,616	130,756	△510	130,246
2022年3月31日残高	1,051,974	16,752	887,926	904,679	△14,962	1,941,690

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	292,316	2,694,340	2,986,656	4,798,101
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	292,316	2,694,340	2,986,656	4,798,101
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△31,401
当期純利益	—	—	—	162,158
自己株式の取得	—	—	—	△510
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	△49,563	—	△49,563	△49,563
事業年度中の変動額合計	△49,563	—	△49,563	80,682
2022年3月31日残高	242,752	2,694,340	2,937,093	4,878,784

個別注記表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 商品
先入先出法
- ② 製品
売価還元法
- ③ 原材料、仕掛品、貯蔵品
先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。なお、2007年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）以外の有形固定資産については2007年度税制改正前の定率法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ 投資その他の資産（リース資産を除く）

投資不動産 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法。なお、2007年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）以外の有形固定資産については2007年度税制改正前の定率法によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒発生に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- a 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- b 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主たる事業として、パン・菓子、米飯等の製造及び販売並びにその他の食料品の販売に関する事業を行っております。顧客は北海道を中心に国内のみであります。

これらの商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点、すなわち出荷（一部着荷）の時点で、当該商品又は製品と交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

[会計方針の変更に関する注記]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。)等を当事業年度の期首から適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点、すなわち出荷（一部着荷）の時点で、当該商品又は製品と交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費に計上しておりましたセンターフィー、オンライン処理料、協賛金等の一部を売上高から控除しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、当事業年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

当社は、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについては、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。但し、新型コロナウイルスによる影響は不確定要素が多く、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

1. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	131,264

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み及びタックス・プランニングに基づき、回収可能性を十分に検討し、回収可能な額を計上しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その実現可能性について毎期検討し、内容の見直しを行っておりますが、将来の課税所得の見込みの変化やその他の要因に基づき繰延税金資産の実現可能性の評価が変更された場合、繰延税金資産の取崩又は追加計上により当期純利益が変動する可能性があります。

2. 退職給付費用及び債務

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
退職給付費用	107,401
退職給付引当金	1,542,752

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいた死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率等が含まれます。当社の年金制度においては、割引率は日本の長期国債の利回りに基づき、長期期待運用収益率については年金資産の過去の運用実績等に基づいて決定しております。

実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、その影響は将来にわたって規則的に認識されるため、将来の期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

3. 減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	3,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業用資産については、管理会計上の区分及び投資の意思決定等を考慮してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しており、パン・菓子類を主として製造する、月寒、琴似、釧路、函館各工場と、米飯・調理パン類、いわゆるデリカ製品を主として製造する、月寒デリカ工場を主要な資産グループとしております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。減損損失の認識要否の判定については、それぞれの資産グループに減損の兆候が認められた場合、行うこととしております。

資産グループについて継続して営業赤字となっている場合、減損の兆候が認められることから、減損損失の認識要否の判定が必要となります。減損損失の認識の判定は、資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と、資産グループにおける固定資産の帳簿価額の比較によって行われます。将来キャッシュ・フローは将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。

なお、当事業年度の損益計算書に計上した減損損失はすべて事業の用に供していない遊休資産に係るものであります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 下記の固定資産を下欄の短期及び長期借入金の担保として提供しております。
 - (1) 工場財団
月寒工場、琴似工場、釧路工場、函館工場とで工場財団を組成し、担保に提供しております。

建物	2,089,868千円
構築物	9,869 〃
機械及び装置	214,348 〃
土地	4,110,891 〃
合計	6,424,977千円
 - 長期借入金（1年内返済予定分を含む）
 - 短期借入金
 - 合計
3. 有形固定資産の減価償却累計額
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。 14,896,949千円
4. 土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
(再評価の方法)
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。
再評価を行った年月日 2000年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,036,232千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 5,767千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,103,948	—	—	2,103,948

3. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	10,493	244	—	10,737

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 244株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	31,401千円
② 1株当たり配当額	15円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 基準日	2021年3月31日
⑤ 効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月29日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

① 配当金の総額	31,398千円
② 1株当たり配当額	15円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 基準日	2022年3月31日
⑤ 効力発生日	2022年6月30日

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金超過額	133千円
賞与引当金超過額	60,225 〃
退職給付引当金超過額	469,150 〃
投資有価証券評価損否認	43,022 〃
投資不動産評価損否認	99,188 〃
固定資産減損損失	2,306 〃
その他	55,267 〃
繰延税金資産小計	729,294千円
評価性引当額	△522,092 〃
繰延税金資産合計	207,202千円
<hr/>	
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△75,937千円
繰延税金負債合計	△75,937千円
繰延税金資産の純額	131,264千円

2. 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

土地再評価差額金	9,175千円
再評価に係る繰延税金資産小計	9,175千円
評価性引当額	△9,175 〃
再評価に係る繰延税金資産合計	—千円
<hr/>	
(繰延税金負債)	
土地再評価差額金	△1,190,579千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△1,190,579千円
再評価に係る繰延税金資産（負債）の純額	△1,190,579千円

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割	4.8%
税額控除	—
評価性引当額の増減	1.6%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.1%

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	8,616千円
1年超	5,454%
合計	14,071千円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握することとしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、定期的に経理所管の役員に報告されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

特筆すべき事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券 (*2)	535,316	535,316	—
資産計	535,316	535,316	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	2,535,776	2,526,012	△9,763
負債計	2,535,776	2,526,012	△9,763

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度
非上場株式	2,765

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券	535,316	—	—	535,316
資産計	535,316	—	—	535,316

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	2,526,012	—	2,526,012
負債計	—	2,526,012	—	2,526,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定分を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の概要

北海道及びその他の地域において事業の用に供していない投資不動産で、一部賃貸されているものを含んでおります。

2. 貸貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動額並びに当期末の時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

貸借対照表計上額				当期末の時価
当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
47,765	—	3,965	43,800	43,800

(注1)

貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)

当期減少額は次のとおりであります。

売却	965千円
減損損失	3,000千円

(注3)

当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書によっております。

[持分法損益等に関する注記]

1. 関連会社に関する事項
当社は、関連会社を有しておりません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

[関連当事者との取引に関する注記]

該当事項はありません。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	食パン	菓子パン	和菓子	洋菓子	調理パン・米飯類	その他	合計
外部顧客への売上高	2,721,100	5,761,667	3,311,886	1,191,783	3,710,440	471,099	17,167,977

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社は、主たる事業として、パン・菓子、米飯等の製造及び販売並びにその他の食料品の販売に関する事業を行っております。顧客は北海道を中心に国内のみであります。

日配品であるこれらパン・菓子、米飯等の国内における取引は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であり、年度を跨ぐ修正額にも重要性が乏しいため、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点、すなわち出荷(一部着荷)の時点で、当該商品又は製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該商品又は製品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量や販売金額に基づくリベートや値引きなどを控除した金額で算定しております。顧客に返金するこれらの対価は、契約条件や過去の実績などに基づき合理的に見積り、認識した収益の累計額に重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

なお、当該商品又は製品の販売契約における対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に戻収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,093,963	2,140,334
契約資産	—	—
契約負債	—	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 2,330円77銭
 2. 1株当たり当期純利益 77円47銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

算定上の基礎

(1株当たり純資産額)

貸借対照表の純資産の部の合計額	4,878,784千円
普通株式に係る純資産額	4,878,784千円
普通株式の発行済株式数	2,103,948株
普通株式の自己株式数	10,737株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	2,093,211株

(1株当たり当期純利益)

損益計算書上の当期純利益	162,158千円
普通株式に係る当期純利益	162,158千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	2,093,287株

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,761,132千円
会計方針の変更による累積的影響額	— /
会計方針の変更を反映した期首残高	1,761,132 /
勤務費用	99,675 /
利息費用	10,566 /
数理計算上の差異の発生額	2,808 /
退職給付の支払額	△138,617 /
過去勤務費用の発生額	— /
その他	— /
退職給付債務の期末残高	1,735,565 /

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	217,279千円
期待運用収益	2,172 /
数理計算上の差異の発生額	5,483 /
事業主からの拠出額	4,551 /
退職給付の支払額	△10,306 /
その他	— /
年金資産の期末残高	219,181 /

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,735,565千円
年金資産	△219,181 /
非積立型制度の退職給付債務	1,516,384 /
未積立退職給付債務	— /
未認識数理計算上の差異	1,516,384 /
未認識過去勤務費用	21,351 /
その他	— /
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,016 /
	1,542,752 /

退職給付引当金

1,542,752千円

前払年金費用

— /

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

1,542,752 /

(注) 執行役員に対する退職慰労金を含めて記載しております。

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	99,675千円
利息費用	10,566 /
期待運用収益	△2,172 /
数理計算上の差異の費用処理額	△1,855 /
過去勤務費用の費用処理額	— /
臨時に支払った割増退職金	— /
その他	1,188 /
確定給付制度に係る退職給付費用	107,401 /

(注) 執行役員に対する退職慰労金を含めて記載しております。

⑤ 年金資産に関する事項

a 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	55%
株式	35%
現金及び預金	8%
その他	2%
合計	100%

b 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

2. 減損損失に関する注記

- (1) 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	投資不動産	札幌市南区	100
		北海道美唄市	2,900
計			3,000

- (2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業の用に供していない遊休資産については、時価が著しく下落した資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額、減損損失を認識いたしました。

- (3) グルーピングの方法

事業用資産については、管理会計上の区分及び投資の意思決定等を考慮してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

- (4) 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能額は、正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価に基づき算定しております。

3. 資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

該当事項はありません。

- (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する一部の営業所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する貸借資産の使用期間が明確でなく、現時点では移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。また、当社が所有する固定資産の一部にアスベスト除去に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する資産の使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、これら当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

日糧製パン株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指定社員 公認会計士 堀 俊 介 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚 克 幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日糧製パン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10

月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

日糧製パン株式会社 監査役会

常勤監査役	吉	沢	武	治	㊟
社外監査役	實	重	洋	祐	㊟
社外監査役	山	本		尚	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、確実に収益を確保できるよう経営基盤と財務体質の強化に努め、永続的な企業の成長をめざし、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、上記方針および当期の業績と今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1.配当財産の種類

金銭といたします。

2.株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は31,398,165円となります。

3.剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度義務化に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定めを新設するものであります。[変更案第17条第1項]
- ②書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲に関する規定を新設するものであります。[変更案第17条第2項]
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供の規定は不要となるため、削除するものであります。[現行定款第17条]
- ④上記変更についての効力発生日等に関する附則を新設するものであります。[附則第1条]

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	よし だ かつ ひこ 吉田勝彦 (1951年12月2日生)	1976年3月 当社入社 1996年6月 当社取締役 2004年6月 当社取締役兼執行役員 2006年6月 当社取締役兼専務執行役員 2007年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員兼製造本部担当 2010年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	8,400株
<p><取締役候補者とした理由> 吉田勝彦氏は、入社以来、生産部門を中心に商品開発、購買等の担当を経て、1996年に取締役に就任し、2007年6月から代表取締役社長を務め、現在に至るまで強いリーダーシップのもと企業価値向上に努め、重要な意思決定を行い、業務執行を指揮してまいりました。当社の事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	さか い みつ まさ 酒井光政 (1954年4月6日生)	1977年4月 山崎製パン(株)入社 2007年6月 (株)不二家取締役洋菓子生産本部長 2008年2月 同社取締役洋菓子事業本部生産本部長 2016年3月 同社取締役辞任 2016年3月 山崎製パン(株)執行役員仙台工場長 2019年3月 同社執行役員生産統括本部付 2019年3月 当社顧問 2019年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る	700株
<p><取締役候補者とした理由> 酒井光政氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、生産関連業務に携わり、同社の工場長や(株)不二家の取締役に歴任し、2019年6月から当社の代表取締役副社長を務めております。食品企業の事業経営に関する豊富な経験があり、十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	わた なべ けん じ 渡 邊 賢 司 (1958年2月8日生)	1976年4月 山崎製パン(株)入社 2013年3月 同社埼玉工場埼玉第二東村山工場長 2014年7月 同社横浜第一工場長 2015年11月 当社常務執行役員製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当 2016年6月 当社常務取締役製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当 2018年2月 当社常務取締役製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当兼商品開発本部担当 2020年4月 当社常務取締役製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当 現在に至る	900株
<p><取締役候補者とした理由> 渡邊賢司氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に生産関連業務に携わり、同社の工場長を歴任し生産現場に精通しており、当社の常務執行役員を経て、2016年6月から常務取締役に就任し、現在は製造本部と食品安全衛生管理本部を担当しております。山崎製パン(株)および当社における業務経験と生産関連業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	なか むら ゆ き お 中 村 諭 紀 雄 (1964年1月13日生)	1986年4月 山崎製パン(株)入社 2013年3月 当社営業本部長付部長 2015年3月 山崎製パン(株)千葉工場営業統轄次長 2016年3月 同社広域流通営業本部広域流通中京営業部長 2018年3月 同社広域流通営業本部広域流通東北営業部長 2020年3月 当社顧問 2020年6月 当社常務取締役営業本部担当兼販売物流本部担当 現在に至る	400株
<p><取締役候補者とした理由> 中村諭紀雄氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に営業関連業務に携わり、主要な得意先である広域流通チェーンを担当され、2020年6月から当社の常務取締役に就任し、営業本部と販売物流本部を担当しております。山崎製パン(株)および当社における業務経験と営業関連業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	しお み よし ひさ 塩見佳久 (1972年2月12日生)	1994年4月 当社入社 2007年4月 当社マーケティング本部マーケ ティング室長 2010年9月 当社釧路工場製造次長兼釧路製 造課長 2013年4月 当社釧路工場長 2015年4月 当社執行役員製造本部長兼月寒 工場長 2017年4月 当社常務執行役員製造本部長兼 月寒工場長 2019年6月 当社取締役製造本部長兼月寒工 場長 現在に至る	1,200株
<p><取締役候補者とした理由> 塩見佳久氏は、入社以来、主に生産関連業務に携わり、マーケティング室長、釧路工場長として現場の実務を経験し、常務執行役員を経て、2019年6月から取締役製造本部長兼月寒工場長を務めております。当社における生産関連の実務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	よし だ やりょういち 吉田谷良一 (1954年3月31日生)	1978年4月 山崎製パン(株)入社 2012年3月 同社取締役生産企画室長 2013年3月 ミヨシ油脂(株)取締役 現在に至る 2016年3月 山崎製パン(株)常勤監査役 2017年3月 同社取締役生産管理本部長 2018年3月 同社取締役生産管理本部長兼生 産統括本部生産企画本部長兼生 産企画部長 2019年6月 当社取締役 現在に至る 2022年3月 同社常務執行役員生産管理本部 長兼生産統括本部生産企画本部 長兼生産企画部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 山崎製パン(株)常務執行役員	0株
<p><取締役候補者とした理由> 吉田谷良一氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に生産関連業務に携わり、同社の取締役や監査役を歴任し、現在は同社常務執行役員生産管理本部長兼生産企画本部長を務めております。同社における豊富な業務経験と生産関連の幅広い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	おお ぬま こう じ 大 沼 晃 二 (1963年9月15日生)	1986年4月 当社入社 2008年4月 当社営業本部特販部長 2010年9月 当社営業本部流通2部長 2012年4月 当社営業本部物流部長 2013年4月 当社営業本部業務部長 2015年4月 当社執行役員営業副本部長兼業務部長 2017年4月 当社執行役員函館工場長 2018年2月 当社執行役員営業本部長兼流通3部長 2018年4月 当社常務執行役員営業本部長兼業務部長兼製造本部デリカ営業部長 2020年4月 当社常務執行役員物流本部長 2020年6月 当社取締役営業本部担当兼販売物流本部担当、販売物流本部長 現在に至る	1,200株
<取締役候補者とした理由> 大沼晃二氏は、入社以来、主に営業関連部門に携わり、営業の各現場に精通しており、函館工場長、営業本部長、常務執行役員を経て2020年6月から取締役営業本部担当、販売物流本部担当、販売物流本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と営業・物流業務全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
8	な す ひで ゆき 那 須 英 幸 (1960年9月29日生)	1983年4月 当社入社 2008年4月 当社管理本部管理部長 2009年8月 当社管理本部経理部長 2015年4月 当社執行役員管理本部経理部長兼管理課長 2016年4月 当社執行役員経理本部長 2020年6月 当社取締役総務本部担当兼経理本部担当、経理本部長 現在に至る	2,200株
<取締役候補者とした理由> 那須英幸氏は、経理・管理部門に携わり、執行役員経理本部長を経て、2020年6月から、取締役総務本部担当、経理本部担当、経理本部長を務めております。当社の経理部門における長年の経験と経理・財務業務に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	やま もと たか ゆき 山本 隆行 (1966年3月3日生) <u>社外取締役</u> <u>独立役員</u>	1991年4月 弁護士登録 1991年4月 伊東法律会計事務所(現 伊東・ 實重法律会計事務所) 入所 1995年4月 山本隆行法律事務所開設 現在に至る 2014年6月 当社取締役 現在に至る	0株
<p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>山本隆行氏は、弁護士としての経験と専門的な知識を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から、監督していただくとともに、経営全般に対する助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本隆行氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏を独立役員として札幌証券取引所に届け出ております。
3. 当社は吉田谷良一氏および山本隆行氏と、会社法第423条第1項に定める取締役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役山本尚氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は監査役山本尚氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
いし かわ てつ 石川 哲 (1972年1月13日生) 社外監査役	1995年4月 山崎製パン(株)入社 2011年8月 同社経理本部経理部経理課長代理 2017年3月 同社経理本部経理部経理課長 2019年3月 同社経理本部経理部次長 現在に至る	0株

<社外監査役候補者とした理由>

石川哲氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に財務・会計関連業務に携わり、現在は同社の経理本部経理部次長であります。同社の経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査に活かしていただくため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石川哲氏は、社外監査役候補者であります。
3. 石川哲氏が選任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める監査役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

小林純也氏は第3号議案が原案どおり承認可決されました場合の社外取締役山本隆行氏の補欠として選任願いたいと存じます。

また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

補欠取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
こばやし じゅんや 小林 純也 (1973年8月18日生) [社外取締役]	2000年4月 司法書士登録 2007年11月 司法研修所入所 同所入所のため司法書士登録 一時抹消 2008年12月 弁護士登録 田村・橋場法律事務所入所 2009年8月 司法書士再登録 2013年2月 小林純也法律事務所開設 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林純也氏は、補欠の社外取締役候補者であり、就任した場合、札幌証券取引所に独立役員として届け出る予定です。同氏を補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、弁護士・司法書士として培われた法律知識を有しており、取締役に就任された場合に当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督していただけることを期待し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に会社経営に直接関与したことがありませんが、現在当社の補欠取締役であり、上記の理由により、当社の社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 小林純也氏が社外取締役に就任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める取締役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。小林純也氏が就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

沖昇平氏は監査役吉沢武治氏の補欠として、吉田友樹示氏は社外監査役實重洋祐氏および第4号議案が原案どおり承認可決されました場合の社外監査役石川哲氏の補欠としてそれぞれ選任願いたいと存じます。

また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	おき しょう へい 沖 昇 平 (1957年7月1日生)	1980年4月 当社入社 2010年4月 当社食品安全衛生管理本部食品 安全衛生管理室長 2010年9月 当社食品安全衛生管理本部長 2015年4月 当社執行役員食品安全衛生管理 本部長 現在に至る	100株
2	よし だ ゆ き じ 吉田友樹示 (1975年7月5日生) 社外監査役	2007年11月 司法研修所入所 2008年12月 弁護士登録 札幌総合法律事務所入所 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田友樹示氏は、補欠の社外監査役候補者であり、就任された場合、札幌証券取引所に独立役員として届け出る予定です。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識を有しており、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけることを期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に会社経営に直接関与したことがありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 吉田友樹示氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める監査役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。沖昇平氏、吉田友樹示氏が就任された場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（34ページから43ページ）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

※同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、賛否のご表示がない場合は、賛成としてお取り扱いします。

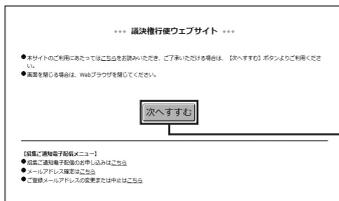
■インターネットによる議決権行使

次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

議決権行使コード・パスワード入力による方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」「パスワード」をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。

議決権行使書 株主番号123456789 通知日10月 10年

〇〇〇〇株式会社 御中

お 願 い

1. 株主様ご自身で読み取り可能な場合は、この議決権行使書に封筒を付してご送付ください。
2. 読み取り可能な場合は、この議決権行使書に封筒を付してご送付ください。読み取り可能な場合は、この議決権行使書に封筒を付してご送付ください。
3. 読み取り可能な場合は、この議決権行使書に封筒を付してご送付ください。

「議決権行使コード」および「パスワード」の入力は不要です。

〇〇〇〇株式会社

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 表示されたURLを開くと「スマート行使」の画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマート行使[®]
（株主専用アプリ）

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

スマートフォンによる議決権行使の詳細については、同封のリーフレットをご参照ください。

- 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
- 議決権行使後に賛否を修正される場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用になれない場合もあります。

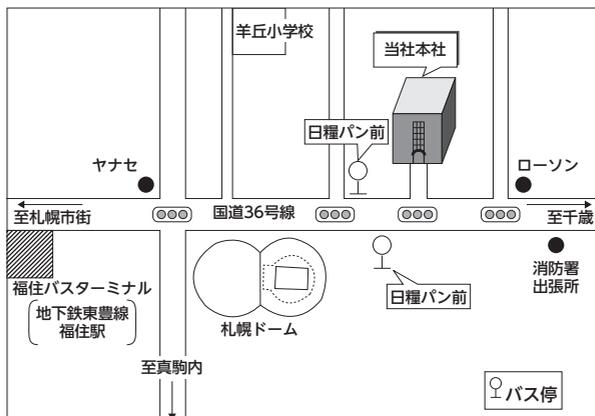
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

0120-768-524（受付時間：年末年始除く午前9時～午後9時）

株主総会会場ご案内図

■札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
当社本社 4階大会議室 電話 (011) 851-8131



<交通のご案内>

- 北海道中央バス 地下鉄東豊線福住駅バスターミナル発
「日糧パン前」下車 徒歩3分
- 札幌市営地下鉄東豊線「福住駅」下車 3・4番出口 徒歩20分

<株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染防止のため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使のご活用をお願い申し上げます。
- ご高齢の方や基礎疾患のある方におかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ご来場の株主様には、マスク着用とアルコール消毒液の使用についてご協力をお願い申し上げます。体調が悪いようにお見受けする株主様に対しましては、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- 当日は、駐車スペースに限りがありますので、車でのご来場はお控えくださいますようお願いとご協力をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供は取りやめさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。